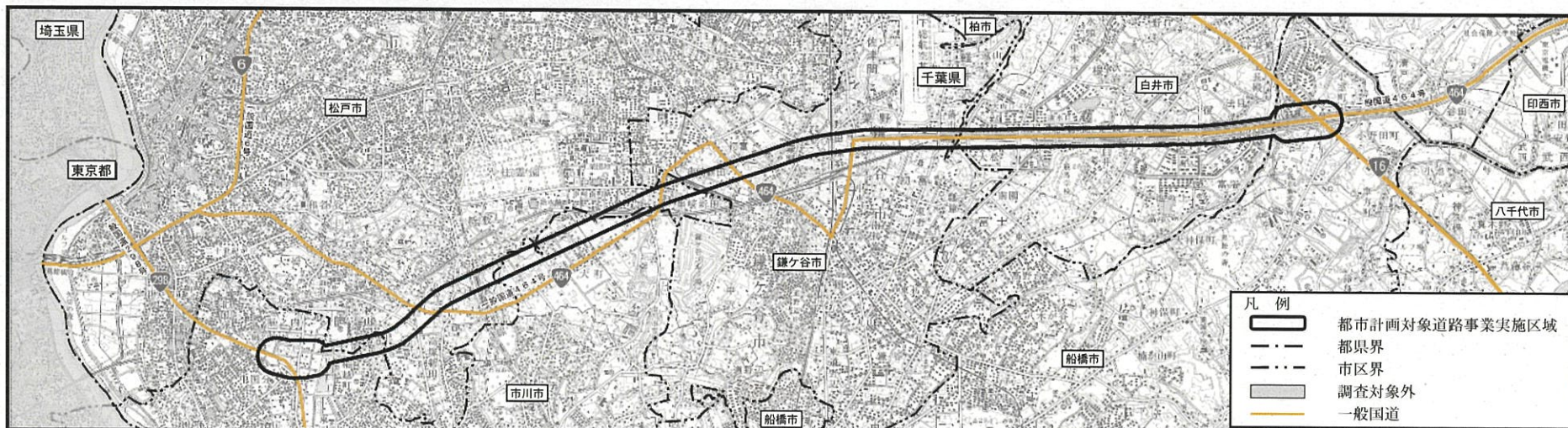


2. 前回の連絡調整会議からの動き(環境影響評価方法書の概要)

●都市計画対象道路事業の概要

項目	内容
事業の種類、位置、規模	一般国道の改築、千葉県市川市～船橋市、延長:約15km
道路の車線数	・市川市～鎌ヶ谷市:自動車専用道路(専用部)4車線 一般国道(一般部)4車線 ・鎌ヶ谷市～船橋市:自動車専用道路(専用部)4車線
道路の設計速度	専用部:80km/h、一般部:60km/h
道路の区分(種級)	自動車専用道路(専用部):第1種第3級 一般国道(一般部):第4種第1級
構造の概要	地表式(盛土構造、切土構造)、掘割式(掘割構造)、 嵩上式(高架構造)、地下式(トンネル構造)

●対象道路事業実施区域の設定



2. 前回の連絡調整会議からの動き

○ 県・市において、「計画の必要性」等を地元周知。

● 広報活動計画

- ・ 広報紙の発行(約30万部、北千葉道路沿線地域新聞折込、沿線市の市役所等で配付・不定期)
- ・ パネル展示等によるオープンハウスの開催

● 活動実績

(1) 広報紙(北千葉道路だより)の発行
第2号(平成29年7月17日(月・祝))

- ・ 連絡調整会議の概要、オープンハウス開催等

第3号(平成30年1月16日(火))
・ 環境アセス、都市計画手続き着手

第2回オープンハウスの開催

第4号(平成30年8月14日(火))
・ 環境影響評価方法書の公表、説明会の開催

(2) オープンハウス開催

平成29年7月21日～8月7日

- ・ 必要性、検討状況、今後の手続きの流れ

平成30年1月26日～2月5日

- ・ 配慮書、構想段階評価書

● 今後の予定

引き続き、適宜広報活動を実施予定。

【広報紙(第4号)表面】

464 ROUTE 北千葉道路だより 第4号(平成30年8月発行) 発行:北千葉道路広報ワーキンググループ

環境影響評価方法書の公表・縦覧を行うとともに、説明会を開催します

環境影響評価方法書を公表します

- ・ 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書(方法書)が取りまとめられましたので、公表します。
- ・ 方法書は、平成30年1月に公表した計画段階評価書(配慮書)への意見に対する都市計画決定権者(千葉県庁)としての見解を示すとともに、事業実施による環境影響要因を想定した上で、今後実施する環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を取りまとめたものです。
- ・ 方法書は、インターネットで公表し、終日閲覧できるとともに、県庁・市役所でもご覧いただけます。また、公表・縦覧に併せて方法書の内容をご説明する住民説明会を開催します。(住民説明会の詳細は裏面をご覧ください)
- ・ 方法書の公表に併せて、構想段階評価の結果等を踏まえ、都市計画の概略の案を決定しましたので、インターネットで公表します。

【環境アセスメント手続きの流れ】

紀図書 → 方法書 → 環境影響評価の実施 → 準備書 → 評価書 → 評価書 公告・縦覧

【都市計画手続きの流れ】

構想段階評価書(都市計画の概略の案) → 都市計画の案の概案 → 都市計画案 → 都市計画決定 告示・縦覧

● 縦覧場所
千葉県 国土建整部 都市整備部 都市計画課
・ 市川市 道路交通新交通課
・ 船橋市 国土建整部 都市計画課
・ 鎌倉市 国土建整部 都市計画課
・ 八王子市 国土建整部 都市計画課
・ 船橋市 環境部 環境政策課・地産局 都市計画課 都市計画課
・ 船橋市 環境部 環境政策課・船橋市 都市計画課
・ 鎌倉市 国土建整部 都市計画課
・ 船橋市 国土建整部 都市計画課

● インターネットによる公表
千葉県 国土建整部 都市整備部 都市計画課ホームページ
※ホームページ上では、閲覧中の土曜日及び日曜日も含み、終日閲覧が可能です。

● 意見書の提出
方法書について、環境の保全の観点から意見のある方は、どなたでも意見を提出することができます。提出期限：平成30年9月27日(水)午後5時までに
意見書の提出先や方法等については、環境影響評価ホームページをご覧ください。

● 都市計画手続きとは・・・
都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の形組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に重要な影響を及ぼす計画ですので、その準備では、従来の見直しに加えて作業を伴うとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。

● 環境アセスメント手続きとは・・・
環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全策の検討を行い、住民の行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。

2. 前回の連絡調整会議からの動き

国及び東日本高速道路株式会社の協力について

- 前回道路協議会の結果を踏まえ、関係機関と連携しつつ、
 - ・国は、東日本高速道路(株)と連携し、専用部の計画を具体化する。合わせて、一般部についても、専用部と一体として計画検討することが合理的であるため、当面の間、国において検討を進める。
 - ・県は、国による専用部、一般部の計画の具体化を踏まえ、環境アセスメントや都市計画変更の手続き、および沿線地域への広報活動や計画説明等を実施する。
- なお、事業実施に関する事務については、今後、事業主体が決定する段階で、関係機関協議の上で定めるものとする。